

児童手当 令和6年10月制度改正に係る Q & A

石垣市こども未来局 こども家庭課

Q 1 : 制度改正の支給はいつから開始ですか。

A : 制度改正後の児童手当は、令和6年12月(10月・11月分)から開始します。
令和6年10月支給については、改正前の6月～9月分になります。

Q 2 : 受給者は父母のどちらになりますか。

A : 原則、児童と生計を同じくしている方のうち「生計を維持する程度が高い方(所得が高い方)」が請求者(受給者)となります。ただし、「離婚協議中により父母が別居している場合」や「DV等により配偶者から避難している場合」等では、要件を満たせば所得に関わらず児童手当を受給できる場合がありますので、ご相談下さい。

Q 3 : 「算定児童」とは何ですか。

A : 「算定児童」とは、多子加算のためにカウントされる22歳年度末までの子を指します。

Q 4 : 「多子加算」とは何ですか。

A : 「多子加算」とは、養育する児童のうち、第3子以降の児童に対する手当額の増額のことです。令和6年10月制度改正により第3子以降の手当額が30,000円に増額されます。
なお、養育する児童が2人以下の場合は、多子加算はありません。

Q 5 : 「親等の経済的負担がある22歳年度末までの子」を申請する必要はありますか。

A : 令和6年10月制度改正により「親等の経済的負担がある22歳年度末までの子」が多子加算の対象となりました。弟妹が第3子とカウントされる場合は手当額が増額となるため申請をお願いします。なお、養育する児童が2人以下の場合は、多子加算がないため申請は不要です。

例) 改正前 ・20歳(-) : 支給なし ・17歳(第1子) : 支給なし ・15歳(第2子) : 10,000円
改正後 ・20歳(第1子) : 支給なし ・17歳(第2子) : 10,000円 ・15歳(第3子) : 30,000円

Q 6 : 「親等の経済的負担がある22歳年度末までの子」の申請はどのようにしますか。

A : 「監護相当・生計費の負担についての確認書※¹」を提出して下さい。なお「親等の経済的負担」とは、その子に対し“監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当部分の負担をしている(これらを欠くと通常的生活水準を維持することができない)”ことをいいます。確認書に疑義がある場合は、証明する書類等の提出を求める場合があります。

例) 大学生(20歳)の子の学費や生活費(家賃等)を負担し、定期的に面会や連絡をしている場合 等

※¹ 様式はお知らせに同封しています。必要に応じて、市HPからのダウンロードや、こども家庭課窓口での受け取りもできます。

Q 7 : 児童手当支給対象となる18歳年度末までの児童、多子加算対象となる22歳年度末までの子が、就職や婚姻している場合でも申請できますか。

A : 就職や婚姻している場合に限らず、18歳年度末までの児童を養育し生計が同一の場合、または22歳年度末までの子に「親等の経済的負担」がある場合は対象となります。しかし、その児童や子が、独立して生計を営んでいることが明らかな場合は対象になりません。

Q 8 : 施設等に入所している高校生の児童がいる場合でも児童手当を受給できますか。

A : 児童養護施設等に入所している児童の児童手当は、施設設置者(里親含む)へ支給するため、父母等から認定請求があった場合は認定却下となります。なお、施設等を退所された場合には支給することができますのでお手続きをお願いします。

Q 9 : 制度改正での必要な申請をせずに転入(または転出)した場合の手続きはどうなりますか。

A : 児童手当は、原則、申請した翌月分から支給となります。しかし今回の制度改正による認定請求および額改定(増額)については、令和7年3月31日までに申請することで、令和6年10月分から遡って支給することができます。しかし、問いのように未申請のまま転入(または転出)があった場合には、石垣市への申請とあわせて、以前の市区町村への申請も必要になります。

例) ○○市から10月31日付で石垣市へ転入し、同日付で申請した場合

・ 石垣市 : 10月31日申請 → 翌月の11月分以降を支給

・ ○○市 : 10月31日以降に申請 → 遡って10月分を支給

※申請方法については、以前の市区町村へお問い合わせください。